

第 145 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 7 年 12 月 18 日 (木)
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 兒山 真也
委 員 北川 博巳
委 員 工藤 和美
委 員 平栗 靖浩
委 員 吉岡 牧
委 員 柳 尚吾
- 4 審議案件
第 1 号議案 姫路市におけるスーパーセンタートリアル姫路四郷町店の新設に係る県の意見について(法第 8 条第 4 項)
第 2 号議案 加東市における(仮称)ドラッグコスモス加東社店の新設に係る県の意見について(法第 8 条第 4 項)
第 3 号議案 川西市における(仮称)川西市栄町計画の新築に係る知事の意見について(条例第 4 条第 2 項)
- 5 審議概要 別紙のとおり

議案 1：スーパーセンタートライアル姫路四郷町店

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

- 委 員 老人ホームとの敷地境界線上に設置する目隠しフェンスはどのようなものか。
- 関 係 人 細長い板を斜めに取り付けたルーバー型のフェンスを設置する予定である。
- 事 務 局 騒音検討について、フェンスによる回折効果は見込んでいない。
- 委 員 板張りとのことだが、隙間があるということか。
- 関 係 人 そのとおり。
- 委 員 予測地点 b（老人ホームとの敷地境界線上の予測地点）周辺の騒音環境について承知した。予測地点 a（西側出入口付近）は駐車場に夜間利用制限を設けた上で基準値を超過しているものであり、これ以上の対策は難しい。駐車場内の速度制限 10km/h どのように案内されるのか。
- 事 務 局 路面表示を行うか、場内に看板を設置して明示することを検討している。
- 委 員 近くに用水路が流れており、駐車場出入口の位置を変更することも現実的ではない。敷地境界で基準値を超えているが、一定の距離を置いた位置にある保全対象付近では十分に基準値を下回っているので、最終的にはやむを得ないと考える。
- 委 員 議案書 11 ページの騒音の表の脚注で「あらかじめ 3 dB 加算」と記載

がある。これは加算しなかった場合、表の等価騒音レベルの値から 3 を引いた数値になるということか。

事務局 騒音源のうち車両走行音については 3 dB 加算して検討していないため、単純に表から 3 dB を引いた数値にはならない。

委員 予測地点 a 付近にはどのようなフェンスを設置予定か。

関係人 出庫車両が国道から走行してくる車両を視認できるようにメッシュフェンスを設置する計画である。

委員 騒音について設置者として実施できる対策は全て講じているということで承知した。その場合、留意事項 5 の「騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること」という文言について、現状以上に取り得る具体的な措置は実質的に存在しないのではないか。

委員 措置としてはメッシュフェンスではなく、防音壁や遮音壁を設置するという選択肢もある。店舗のメインエントランスに防音壁を設置し視界を遮ってしまうなどもあり、簡単に採用できる方法ではないため、あくまで最終手段であり、現状はそこまで検討すべき段階には至っていないという認識である。物理的な追加対策が困難であるという考えであり、設置者として実施できる対応が全くないというわけではない。例えば、苦情があった際には、設置者が直接訪問して誠意を持って説明し謝意を示すなど、周辺住民とのコミュニケーションを適切に行うことは可能であり、それは必要な対応と考える。そういう意味では、留意事項として付記する意味はあると考える。

事務局 設置者として現時点で可能な限りの対応は実施しているが、営業開始後の状況を見て追加的な対応が必要となる可能性も想定されるため、留意事項として付記したいと考えている。

- 委員 承知した。
- 委員 荷物や商品を搬入する車両は、荷さばき施設前の歩行者通路を横切ることになるのか。その場合、何か安全対策は取られているのか。
- 事務局 営業時間内に作業を行う際は、誘導員を配置し歩行者の通行の安全を確保する計画である。
- 委員 国道と新設道路との交差点に信号機は設置されないのか。
- 関係人 条例審議の意見を踏まえて警察と再度協議を行ったが、信号機も横断歩道も設置しないこととなった。
- 事務局 事務局からも県警へ確認したところ、道路交通法上、横断歩道がない交差点であっても歩行者がいれば車両は必ず停止しなければならないものであり、その上で歩行者交通量が多いと見込まれる場所には横断歩道を設置するという基本方針がある。現段階で設置を求める明確な根拠がない（来店歩行者が多くなることは想定していない）ため、設置を求めているとの説明であった。しかし、開店後の混雑状況を踏まえ、歩行者による来店が多く横断歩道の必要性が高いと判断されれば、設置について十分に検討可能であり、その場合は周辺交差点についても同様に検討するとのことである。
- 委員 承知した。
- 委員 承服しがたい部分があるが、警察と協議している状況を踏まえると協議内容を否定して却下することは難しい。この内容は留意事項としては2番の内容に含まれていることになるか。
- 事務局 2番目の留意事項は、来店車両によって周辺の道路混雑や歩行者の通行の安全上の支障が生じたことが確認された場合に、関係機関と協議の上必要な対策を講じるという内容になっているため、懸念の内容も

含まれていると考える。

委員 新設道路と国道との交差点周辺の交通状況について、特に注視する旨の内容を追記するのもよいと考える。

事務局 指摘を踏まえ2番の留意事項の記載を修正する。

委員 徒歩・自転車の来客は皆無ではなく、スーパーとは別に南北の交通も一定程度あることを踏まえると、歩行者が少ないからこそ車両が減速せず交差点に進入しやすいとも考えられる。むしろ危険性が高まるケースも考えられるため、留意事項に追記されたい。

委員 横断歩道はないにもかかわらず、歩道上に視覚障害者誘導用ブロックがあることに違和感がある。また、交差点を右折した先にバス停がある点も気になる。

事務局 条例審議の際にも誘導ブロックが設置されているのであれば横断歩道も併せて設けるべきではないかとの意見があり、これを踏まえて法律手続に当たって再度警察と協議を行ったのだが、前述のとおり、今後の利用状況を注視し必要性が生じた際に横断歩道設置の対応を検討することで協議が整っている。また、交差点付近に位置する本郷バス停は1時間に1本程度の運行ダイヤであることから、来店車両による交通への大きな支障は生じにくいと考える。

委員 西側の出入口付近の従業員専用駐車場については来客車両が駐車しないような運用となるのか。常時従業員車両が駐車している状況になるのか。

事務局 従業員専用駐車場での一般的な対応としては、ゼブラで明示する、従業員と文字を表記する、カラーコーンを置いて物理的に車を置けないようにするなど何種類か方法がある。

関係人 出入口付近の駐車区画へ来客車両が駐車しようとするると国道上での入庫待ちによる滞留が発生するおそれがあるため、警察との協議の上従業員駐車場とすることで来客車両の出入口付近での滞留を抑制する計画としている。現時点では従業員が出勤の際に当該区画を優先して駐車することで来客車両が停めないよう運用する予定であるが、24時間営業であり従業員の交代があることから、運用状況によってはカラーコーン等を用いた区画管理を行うことも考えている。

部会長 (各委員に諮った上で) 原案のとおり県の意見は有しないとし、留意事項として周辺道路の交通状況に係る内容については若干の修正を行った上で1から7を付記することとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

特に新設道路と国道312号との交差点周辺については、歩行者等の横断時の安全性に懸念があるため、細心の注意をもって対応すること。

- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。
- 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導

員を配置し、来客の安全確保に努めること。

5 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。

6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

7 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮するなど、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。

※下線部は修正後

議案2：(仮称)ドラッグコスモス加東社店

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項）について説明した後、審議を行った。

- 委 員 荷さばき施設の横に設置する目隠しフェンスはどのようなものか。
- 事 務 局 高さが2 m程度のフェンスを設置予定である。
- 関 係 人 構造は鉄板製で部分的に穴抜きになっている。北側の住宅は賃貸のハイツであり、隣接地は農地である。防音壁の設置の是非については地主や居住者にも事前に説明を行っているが、農地の地主から高すぎると日陰になるので困るという意見があったことから、基礎部分を20 cm、目隠しフェンス本体を1.8mとし、合計2 m程度の高さとする仕様となった。
- 委 員 荷さばき作業が午前6時から開始される場合、その前の時間帯に作業車両が駐車場に進入する可能性が考えられる。その場合、当初の検討条件と異なる運用となるため、届出内容の変更が必要となるおそれがある。設置者の運用次第で変わり得る事項でもあるので、荷さばきに関連する車両の駐車場内への進入は必ず午前6時以降となるよう留意されたい。
- 事 務 局 荷さばき車両について、午前6時以降に入る計画であることは確認できている。従業員が出勤しないとバックヤード内に商品を搬入出来ないことから、運用としては1日当たりセンター便が1便で、搬入時刻は午前8時30分から午前9時頃の想定である。指摘内容は他の案件でも共通する話であるため、今後も午前6時から午後10時までと記

載されているときは、その時間帯から外れて車両が進入する可能性はないのか確認する。

委員 実際には早朝の荷さばきを行わない運用であるのであれば、届出書の提出時にその実態を確認した上で審査することが適切であると考ええる。年に数回朝一番の便の受入が生じる可能性を踏まえてこの時間帯の記載になっていると思われるが、可能な限り実態に則した形で届出してもらうことが望ましいと考える。

委員 先ほどの議案では脚注に3 dB 加算した旨が記載されていたが、本案件でその記載が無いのは予測方法の違いによるものか。

事務局 そのとおり。本案件は算出された予測結果が基準値と3 dB 以上下回っているかを確認することにより反射の影響を評価している。

委員 条例時からの変更点として西側市道の道路幅員が9 mから7.5 mへ縮小したとのことだが、支障は特に生じないという理解でよいか。出入口に左折出庫を促す表示を追記したとのこと、交通経路については大きな変更はないと思うが、幅員縮小による影響はないのか確認したい。

事務局 来退店経路については条例時から右折方面に設定していないため、全く変わっていない。西側市道の道路幅員が9 mから7.5 mに縮小しているが、車両の通行には十分な幅員が確保されていると考える。なお、北側へ進入すると道路が非常に狭くなり、周辺住民以外はほとんど利用しないと考えられる状況である。現地調査の際も、約1時間の間に通行した車両は、郵便配達車と小型の宅配車がそれぞれ1台程度であり、交通量は極めて少なかった。

委員 条例時と比較すると、今回は車路と路側帯が分かれて記載されている

が構造自体も変わったのか。

関係人 通常道路幅員が7.5mの場合、6mを車道とし、残りを外郭線や路側帯として区画する。しかし、今回車道幅員を5.7mとしているのは、6mとした場合にセンターラインを引くことが可能となり、結果として車両が速度を出しやすくなるおそれがあるためである。あえて車道幅を狭めることでセンターラインを設置できない構造とし、走行速度が抑制されやすい道路形状とし、残りの幅員を外郭線として処理する形になっている。

委員 当初の9mの場合でも路側帯は設ける予定だったということか。

関係人 9mの場合、道路管理者は車道を6m、両側を1.5mの路側帯又は外郭線にすることを計画していたようである。

委員 7.5mの道路幅員で工事は完了されているのか。

関係人 概ね完成している。

委員 出入口から北側を拡幅しなければ、車両が迷い込むような形状にならないのではないか。

関係人 開発許可基準により敷地が接している部分は全て拡幅するため、現状の拡幅計画となっている。

委員 身障者等用駐車区画用の歩道であるため、歩行者用道路は幅員が1.2m必要であると考え。幅が1mになっているので対応を求めたい。

関係人 駐車区画ライン引きは未施工であり、4台分の身障者等用駐車区画がある部分は1.2mの幅を確保する。

委員 壁面緑化のマットが設置されているということだが、緑化は全面をマットに植え付ける方式なのか、それとも地面から上へと植物を伸ばしていく方式なのか。

事務局 マットに植物の根が吸着しながら生育していく方式である。成長とともにマットへ根を張り込み、最終的にはマット部分が腐食して消失し、緑化部分のみが壁面に残る仕様となっている。

委員 耐用年数はどの程度か。

事務局 把握できていない。

部会長 (各委員に諮った上で) 原案のとおり県の意見は有しないとし、留意事項として1から5を付記することとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。
- 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 5 計画された緑化部分、とりわけ壁面の緑化部分について、適切な維持管理に努めること。
- 6 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮するなど、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。

議案3：(仮称)川西市栄町計画

審議の概要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

- 委員** 案内誘導看板等の設置について簡潔明瞭な内容とするよう県警から意見が出ている。来退店経路図を見ると、川西能勢口駅の南方面からの来店車両は地点1交差点（店舗南西の川西能勢口駅北交差点）が主要な進入経路となっている。一方、北方面からの来店車両は駅南まで進行した後、小花1丁目交差点を經由して迂回する必要がある。少し複雑な印象を受ける。また、退店時においても南方面へ向かう車両は迂回を要することから、これらの点を分かりやすく案内する必要がある。
- 事務局** 出入口については物理的に左折入庫、左折出庫に限定されているため、来退店経路の設定は本経路が適切であると考えている。しかし懸念事項として、北方面からの来店車両が駅の南側まで迂回せず、駅前の中央町交差点で右折し、地点1交差点でUターンして来店することが考えられるため、オープン前のチラシ配布などで経路について十分周知することが重要であると考えている。
- 関係人** スーパーマーケットであるため主な来客は周辺居住者を想定しており、一見複雑に見える案内経路ではあるが、地元住民にとっては日常的に利用されている経路であると認識している。オープン前に配布する各種チラシやホームページなどの媒体を活用し、案内を徹底する。また、地点1交差点でのUターンについても、注意喚起や適切な案内

を行う必要があると考えており、今後留意しながらの計画検討を進めていく。

委員 新築に当たって従前の店舗とは駐車場や駐輪場の運用が変わるので、十分な案内が必要である。屋上駐車場の構造と車両動線はどのようになっているか。

関係人 2階平面図の青色の線が共同住宅の壁面を示しており、12階まで壁面が続いている。車両動線は住居間のトンネル形状の通路を通過し、西側の駐車場に進入する構造である。スロープ部分と駐車場部分は屋外となっている。

委員 住宅の屋上には太陽光パネルを設置するのか。

関係人 そのとおり。

委員 3階から上が住宅になるということか。

関係人 そのとおり。従前の建物は5階建ての8,000㎡程度の売場がある商業ビルであった。今回は共同住宅の1階に店舗が入る計画である。

委員 住民向けの駐車場は敷地内に存在するのか。

関係人 敷地内にはない。

委員 共同住宅の住民が店舗を利用する場合も駐車場については料金が発生するということか。

関係人 そのとおり。駐車台数に余剰があるため開店後の利用状況を踏まえて部分的に貸し出す可能性はあるものの、基本的には店舗用として運用する。

委員 共同住宅の住戸は全部で何戸か。

関係人 58戸である。

委員 駐輪場について、駅前の立地であるが従前店舗での利用状況から66

台で不足しないということか。

関係人 従前は大きな商業ビルだったため一定の駐輪場の台数が必要だったが、今回の規模では計画台数で満足すると考えている。

委員 駐輪場はどのような形式か。

関係人 ロック式で購入金額に応じて駐輪代金のサービスを行う予定である。

委員 駐車場台数に余剰があるというのは具体的にどういう考えか。

事務局 指針に基づく必要駐車台数は 18 台であるのに対し、実際の駐車場収容台数は 26 台であるため、指針との差の 8 台分は余剰分である。

委員 店舗利用者とそれ以外の利用者をどのように区分するのか。近隣店舗利用や電車利用を目的として駐車する方も一定数想定され、たとえ有料であっても利用したいというケースが生じる可能性がある。

関係人 駐車料の管理・運営方法は今後の検討事項である。最新のカメラシステムによる課金方式を採用し、サービス券を発行する運用方法も選択肢の 1 つと考えている。特に駅前立地であることから、不法駐車の防止対策を踏まえた適切な方式を今後検討していく。

委員 周辺には複数の駐車場が存在しており一定の駐車需要が見込まれると考えられる。料金設定を誤ると店舗利用者が駐車できない状況が生じる可能性もあるため、注意が必要である。

委員 トンネル状の通路を通過する構造であることから、車両が通行可能な天井高さについての記載があるのか確認したい。車椅子対応車両などルーフ上に荷物を積載することで高さが増す車両もある。事前に入口付近などで通行可能高さを明示する案内は設置する予定か。

関係人 有効寸法は約 2.3m である。案内としては進入部分の梁型への表示に加え、1 階の上り口手前に表示することを考えている。

- 委員 設置する案内について、障害者等用駐車区画があるという表記はするのか。また1階のどこに設置するのか。
- 関係人 現時点での案内方法はまだ決まっていないため、意見を踏まえ計画する。
- 委員 駐車場ガイドラインでは歩行者通路の幅を1m以上確保することを求めているが、障害者等用駐車区画からは1.2mの高齢者等用利用経路が必要であるため、誤認されるのではないか。
- 事務局 指摘のとおり、駐車場ガイドラインでは歩行者通路幅を1m以上としているが、障害者等用駐車区画においては福祉のまちづくり条例等により幅1.2m以上の高齢者等用利用経路が必要となる。この理由について、当ガイドラインは駐車場に明確な安全基準が存在しないことを踏まえ、配慮すべき事項を整理したものであるのだが、バリアフリーに関する基準は別の目的の法令によるものであり、当ガイドラインは駐車場に係る全ての規定を包括的に反映したものではないためである。そのため、当ガイドラインの基準を満たしていても、福祉のまちづくり条例等他の基準を満たすものではない点は認識している。指摘のような誤認が生じないように、駐車場ガイドライン及びチェックリストの改善を適宜検討する。
- 委員 建物の西側に歩道はないのか。
- 事務局 ない。
- 委員 周囲の歩行者はそれほど多くないのか。
- 事務局 駅の西側には住宅地が広がっていることから、西方面へ向かう道路も複数あり、生活道路としての利用もあると考えられるが、現地調査の際には当該道路に歩行者はほとんど確認できなかった。

- 委員 エレベーターの右側はスロープ、左側は階段となっており、配置上かなり危険である。特に車椅子利用者がエレベーターから左方向へ進むと階段に転落するおそれがある。そのため、左側が階段であることや右方向に駐車場があることなど、進行方向を示す案内表示が設置されているか確認したい。
- 事務局 店舗内の安全対策に関わる事項であり、オープンが当分先となることから、建物内にどのような案内表示を設置するかについては、今後詳細に詰めていくことと考えられる。
- 関係人 エレベーターを降りてすぐ左側が直ちに階段となっているわけではなく、一定のスペースの先で左側が階段となる構造である。そのため、安全性が全く担保されていないという状況ではないと考えるが、「駐車場はこちら」といった案内表示を設置することは可能であるため、設置を検討する。
- 委員 当該箇所はスロープになっているため、万が一そのまま滑り落ちてしまうと壁に衝突する可能性がある点も問題と考える。
- 関係人 店内の案内表示について検討する。
- 委員 駐輪場の台数は 60 台で足りるのかが気になる。建替え前から店舗面積が減ることにはなるが、ストリートビューで以前の状況を見ると 60 台では収容しきれない印象を受ける。収容台数の過不足は運用方法にも左右されると思うが、以前はおそらく 2 時間程度は無料で利用できていたのではないか。今後の運用の想定と周辺の駐輪事情について、違法駐輪が多くて問題になっているのか、あるいは特に混乱はないのかなど把握できている範囲で説明されたい。
- 事務局 周辺の駐輪事情については駅前という立地上、自転車で駅周辺まで来

て駐輪し、通勤・通学する住民は一定数存在している。また、現在歩道上に設置されている駐輪施設は過去に川西市が県警に許可手続を行って整備したものであるが、今回店舗の新築に伴い駐車場出入口と交錯することから、市が撤去する方針である。当該駐輪施設が撤去されることについては県警も影響を懸念しているが、市は現状の駅前の駐輪施設で充足しているとの認識である。

関係人 店舗自体の駐輪場の設置については、市の整備基準に基づき計画を進めている。

委員 駅周辺施設を利用する自転車について、その駐輪需要まで本店舗が担うべきは思わないが、周辺施設利用者が店舗の駐輪場に駐輪し、店舗利用者が締め出される形で周囲に駐輪してしまうという状況が生じる可能性は考えられる。そのため、周辺の状況を十分に注視しつつ、状況次第では何らかの対応を検討してもらう必要がある。

委員 荷さばき車両の動線について説明されたい。

事務局 敷地の北東側に既存店舗で利用していた出入口があり、同じ出入口から出入庫する運用である。

委員 敷地内で幅員が狭く見える部分もあるが、どういう車両が入ってくるのか。

事務局 4トン車両を想定している。

委員 歩行者は南側の歩道からアプローチするのか。

事務局 そのとおり。

委員 西側はフェンスを設置するのか。

事務局 高さ1.8m程度の目隠しフェンスを設置予定である。

委員 店舗への歩行者動線と共同住宅の居住者の歩行者動線の管理、分離

は適切にされているのか。

関係人 1階平面図の南側の赤色の三角形が店舗の出入口である。その右側の緑地帯を挟んだ箇所が住宅の出入口であり、エレベーターで上階へ進入する。また、その右側にも2階にある住宅居住者専用の駐輪場へ進入するエレベーターに続く駐輪用出入口がある。

委員 建替えであればエレベーター前の空間設計に検討の余地はあるのではないか。今のままだと危険なので、スロープをなくす、階段の位置を変更するなど、もう少し安全に配慮すべきと考える。

委員 スロープはどのようなものか。

関係人 15cmぐらいの高低差である。極めて角度のあるスロープではない。

委員 スロープの終端部では速度が出やすいことから、スロープの長さや構造をもう少し検討する余地があるのではないか。

委員 障害者等用駐車区画の前面には幅員1.2mの通路が設けられており、現状の設計上やむを得ない部分があると理解しているが、出庫する車両と歩行者動線が重なる可能性がある。特に車椅子利用者は視点が低いことから、ドライバーから認識されにくくなることは念頭において計画されたい。

関係人 現時点でどのような対応が可能かは即答できないが、今後しっかり検討していく。

委員 いろいろ指摘があったが、知事の意見の留意事項は全て基本的なものか。

事務局 壁面緑化の維持管理について、留意事項5として一般的な留意事項に追加している。

部 会 長 （各委員に諮った上で）原案のとおり知事の意見は有しないとし、
留意事項として1から5を付記することとする。

【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。
- 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 5 計画された緑化部分、とりわけ壁面の緑化部分について、適切な維持管理に努めること。